

臨時報告書

平成23年9月20日

HORIBA

株式会社 堀場製作所

E01901

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成 23 年 9 月 20 日

【会社名】 株式会社堀場製作所

【英訳名】 HORIBA, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 堀場 厚

【本店の所在の場所】 京都市南区吉祥院宮の東町 2 番地

【電話番号】 京都 (075) 313-8121 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 財務本部長 橘川 温

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区東神田 1 丁目 7 番 8 号 (東神田フコク生命ビル)

【電話番号】 東京 (03) 3861-8280 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 東京支店長 佐藤 文俊

【縦覧に供する場所】 株式会社堀場製作所東京支店
(東京都千代田区東神田 1 丁目 7 番 8 号 (東神田フコク生命ビル))
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜 1 丁目 8 番 16 号)

1 【提出理由】

当社は、平成 23 年 9 月 20 日開催の取締役会において、株式会社ホリバアイテックを吸収合併消滅会社として同社と吸収合併を行うことを決議したため、金融商品取引法第 24 条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 7 号の 3 の規定に基づき提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該吸収合併の相手会社についての事項

① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ホリバアイテック
本店の所在地	京都市南区吉祥院宮の東町 2 番地
代表者の氏名	代表取締役社長 米田 篤司
資本金の額	50 百万円 (平成 22 年 12 月 31 日現在)
純資産の額	△195 百万円 (平成 22 年 12 月 31 日現在)
総資産の額	968 百万円 (平成 22 年 12 月 31 日現在)
事業の内容	測定機器の製造、販売

② 最近 3 年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

	平成 20 年 12 月期	平成 21 年 12 月期	平成 22 年 12 月期
売上高 (百万円)	1,453	1,339	1,853
営業利益 (百万円)	25	△149	38
経常利益 (百万円)	27	△157	33
純利益 (百万円)	20	△193	71

③ 大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

株式会社堀場製作所 100%

④ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係 当社は、株式会社ホリバアイテックの全株式を所有しております。

人的関係 当社従業員 1 名が株式会社ホリバアイテックの取締役就任しております。

取引関係 当社は、株式会社ホリバアイテックに対する製品等の販売取引及び株式会社ホリバアイテックからの製品等の仕入取引を行っております。

(2) 当該吸収合併の目的

株式会社ホリバアイテックは、当社が 100%出資する連結子会社であり、デジタルタコグラフやドライブレコーダーといった自動車に搭載する運行管理システムの製造・販売を行ってまいりました。このたび、当社の経営資源を活用することにより、お客様へのサービスの充実や経営効率の向上などを図り、

事業の総合力を高めることを目的として、当社は同社の吸収合併を行います。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容、その他の吸収合併契約の内容

① 吸収合併の方法

当社を吸収合併存続会社とし、株式会社ホリバアイテックを吸収合併消滅会社とする吸収合併方式で、株式会社ホリバアイテックは解散いたします。

② 吸収合併に係る割当ての内容

当社は、株式会社ホリバアイテックの発行済株式の全てを所有しているため、本吸収合併による当社の株式その他の金銭等の割当てはありません。

③ その他の吸収合併契約の内容

末尾の「合併契約書(写)」のとおりであります。

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社堀場製作所
本店の所在地	京都市南区吉祥院宮の東町2番地
代表者の氏名	代表取締役会長兼社長 堀場 厚
資本金の額	12,011百万円(本吸収合併に伴う資本金の額の変更はありません)
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	測定機器の製造、販売

合併契約書(写)

株式会社堀場製作所（以下甲という。）と株式会社ホリバアイテック（以下乙という。）とは合併に関し、次のとおり契約を締結する。

（合併の形式）

第1条 甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は解散する。

（合併に際する株式の交付等）

第2条 甲は、乙の全株式を所有しているため、合併に際して甲の所有する乙の株式には株式の割当てをせず、新株の発行はしないものとする。

なお、甲は合併により資本金及び資本準備金の額を増加しない。

（合併の方法）

第3条 甲は、会社法第796条第3項の規定により、合併契約書について株主総会の承認を得ないで合併する。

2 乙は、会社法第784条第1項の規定により、合併契約書について株主総会の承認を得ないで合併する。

（合併の効力発生日）

第4条 合併の効力発生日は、2012年1月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議のうえこれを変更することができる。

（会社財産の管理等）

第5条 甲及び乙は、本契約締結後合併期日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務を執行し、かつ一切の財産の管理運営をするものとし、その財産及び権利義務に重要な影響をおよぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議のうえこれを実行する。

（従業員の引継ぎ）

第6条 甲は、乙の従業員全員を合併の効力発生日までに、甲の従業員として引き継ぐものとする。ただし、勤続年数においては、乙における計算方式による年数を通算し、その他細目については、甲乙協議のうえ定める。

（役員退職慰労金）

第7条 乙は、乙の取締役が、合併後引き続き甲の取締役に選任されないときは、その者に対する退職慰労

金を、甲乙協議し、乙の株主総会の承認を得て支給することができるものとする。

(合併条件の変更、合併契約の解除)

第8条 本契約締結の日から合併期日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産若しくは経営状況に重要な変動を生じたときは、甲乙協議のうえ合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本契約規定以外の事項)

第9条 本契約に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は本契約の趣旨にしたがって甲乙の協議のうえこれを決定する。

本契約の成立を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

2011年9月20日

京都市南区吉祥院宮の東町2番地
甲 株式会社堀場製作所
代表取締役社長 堀場 厚

京都市南区吉祥院宮の東町2番地
乙 株式会社ホリバアイテック
代表取締役社長 米田 篤司